

國學院大學學術情報リポジトリ

戦国期における神社の動向：九州地方を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 永田, 忠靖, Nagata, Tadayasu メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002477

第四章 中世後期における豊前一宮宇佐宮の動向・大内氏を中心に

はじめに

近年、中世後期における一宮を対象とした研究が多くなされてきている。そこには、大名と一宮の関係が如何なるものかについて、そして在地社会の中心であった一宮を大名が領国経営のなかでどのように位置づけているか、様々な視点から論究されている。¹併せて近年の守護領国制の研究においても、中世後期の支配秩序が「幕府・守護」の枠組みではなく、その地域に根付く国人を代表とする在地勢力を加えた体制によって守護領国制が成り得ていたとされてきている。²そうであるならば、大名の領国経営において、国人層など在地勢力をいかに掌握していくかは大きな要因であったであろうし³、一宮の研究が、地域論を交えてくることは自然の流れである。⁴実際に、一宮と国人層が結びついて、大名の侵攻に対して抵抗する国もあつたほど、一宮と在地勢力との結びつきは強いものであり、一宮自身も荘園を基盤とした在地勢力の側面を有していたことを踏まえておく必要があるだろう。⁵こうした状況の中で、国人層を含めた諸層の精神的支柱であった一宮を自らの手中にするかは、大名にとって必要不可欠の対策であつたと思われる。ゆえに、これまでの先行研究における論の根底には、大名が在地支配を円滑に成し得ていくために一宮をどのように掌握していったかに焦点が当てられる傾向にあると思われるのである。

応仁の乱以後、地方まで飛び火した戦乱のなかで、一宮のみならず多くの神社では祭礼が滞り、また神領の押領などにより経営困難に陥っていた。その中でいかに神社を維持し、神社の本質である祭礼を執り行っていくかが神社にとっては大きな命題であり、そのために神社は大名や国人などの権力者との関係を常に持つていかなければならなかつた。そういう意味では、一宮へのアプローチを求める大名などの権力者にとって、経済的援助を中心とした一宮への関与及び介入はしやすすいものであり、一宮からしても、ある程度の不自由さはあつても相互利益として、それを受け入れていたことは大方予想できるだろう。最近では、経済的な視点での論のみならず、大名の祭礼などへの関与について言及されるようになってきているが、やはりいずれにせよ大名支配から見た構図から脱却するには至っていないのが現状である。⁶ゆえに、こうした大名から見た一宮という構図のみならず、一宮の視点から大名を捉えるという相互理解を深めていくことが重要となってくるのではないだろうか。

さて戦国期における大名の一宮への介入は、社家が大名に被官するという大名の支配組織に組み込まれることが多かったために、大名の栄枯盛衰が、一宮における栄枯盛衰に繋がることもしばしばあった。例えば、駿河国一宮浅間社では、守護今川氏に被官していた大宮司富士氏が武田氏の駿河侵攻により敗走したために、武田氏によって社人の再編成がなされることがあった。⁷また越前国一宮気比宮では、織田氏による朝倉氏の滅亡後、社人が朝倉方に被官していたために社領の没収を受けている。⁸このように一宮と権力者との関係が密接であるがゆえに、一宮の衰退をもたらす結果も生じていた。

このような不安定な状況のなかで一宮が、ただ受け身の姿勢で大名の動向に左右されながら、それに追従していたのであろうか。第二章及び第三章において、筑前国太宰府天満宮と筑後国一宮である高良社の戦国期における動向を論じる中で、内部の分裂、権力者による破却など社内の弱体化を経験することで、周囲から影響を受ける存在から「主体性」を示す存在へと脱却していったのではないかと示して示してきた。⁹こうした動きが、決して普遍性を持つものではないことは断っておかなければならないが、中世から近世の過渡期である戦国期は、社会の転換期のみならず神社にとっても大きな変化をもたらす時代であったはずである。

本章では、豊前国一宮である宇佐宮の中世後期における動向を大内氏との関係を追いながら、宇佐宮においては、太宰府天満宮や高良社のように「主体性」を持ち得ていたのかを論じていきたいと考える。この大内期における宇佐宮の動向から「主体性」を導き出せるのであるならば、大内氏滅亡後における豊前支配を行う大友氏と宇佐宮との関係も自ずと見えてくるはずであり、おそらくそこから宇佐宮が戦国期に三度も大友宗麟によって破却を受けるという稀有な状況を明らかにする大きなヒントを得られると思われる。¹⁰この宇佐宮の大友氏による破却については、第一章でも一度触れている論点ではあるが¹¹、その時には大内氏と宇佐宮との関係にあまり触れることができなかったということを踏まえ考察をしていきたいと思う。

一、中世前期の宇佐宮の状況

まず本題に入る前に、中世前期における宇佐宮の状況を概観しておこう。宇佐宮の祭神は八幡大神、神功皇后及び比売大神の三柱である。養老年間（七一七〜七二四）における隼人征討により朝廷との関係を深めていき、それ以降も道鏡事件における神託など中央との関わりを

強めていた。¹²また神仏習合が他の地域よりも早期に進んでおり、八世紀末には、八幡大菩薩と菩薩号を授かっている¹³。平安末期には、武士による八幡信仰が盛んになり、武神としての性格が強くなっていき、全国的な信仰の展開がなされた。田村正孝氏は、中世前期における宇佐宮の性格を、国家鎮護としての「宗廟」と豊前国「一宮」としての二面性を有していたが、宇佐宮は「宗廟」をアイデンティティーとする地位を根幹としていたとしている。¹⁴宇佐宮の勢力は信仰に留まらず、多くの荘園を所有するなど経済的基盤を得るに至るのであるが、その中世における宇佐領については多くの研究がなされている。「八幡宇陀宮神領大鏡」が示すところによると、宇佐領は封戸から封郷に転化した「十箇郷三箇庄」、八幡神の位田から転化した「本御庄十八箇所」、九州一円に広がる「国々散在常見名田」により構成されていたようである。宇佐宮領の中世的支配原理が古代以来の人身的・身分的支配の維持に求められ、土地の編成もその延長に存在を示した工藤敬一氏に対し、井上聡氏は、工藤の「古代的伝統の強固な封郷を分析の中心に置く」ことに疑問を呈し、古代以来の伝統に依らない所領から導く中世における宇佐宮社領の支配体制に関して、宇佐宮が自立的な支配体制の確立を目指していたことを示している。これは、国衙などの権力層を排除し、大宮司に諸権限を収斂させ、神官の私領を社内における職掌によって免田として給すること、大宮司と神官の関係を、それまでの神事を中心とした序列から土地を基盤とした主従関係に再編成するものであった。¹⁵しかし鎌倉以降、地頭による荘園の押領が激しくなるにつれ、宇佐宮の経済崩壊が起こり、鎌倉末期には三十三年に一度の式年遷宮の退転や放生会・行幸会などの祭礼がままならない状況に陥った。また、宇佐宮の社家等も自領保護のために武士化を進めていくようになり、神事など本来の奉仕が疎かになるなど二重苦の状況であった。南北朝期に入ると、九州においては北朝の幕府と南朝の懐良親王との争乱になり、宇佐宮に対しても甚大なる影響を及ぼした。

【史料一 八幡宇佐宮神官言上状案】¹⁶

八幡宇佐宮 謹言

欲早且被經嚴蜜御沙汰、被造替當宮三宇御殿已下舍屋舊損、且被退神領押妨人等子
細事、

右、當宮三十三年之造替者、九州一同之所課也、每臨式年被營作者也、就中建久年中被

成下右大将家御下文之以来者、有嚴蜜之之御沙汰之間、國々所課無怠、爰今旧損顛倒之社者、元亨二年有事始、大略雖被造営、依不終造功、遷宮延引之間、注進雖及度々、御沙汰遲怠之處、結句嘉曆二年臨時假殿炎上畢、任治安之例所奉安置、神躰於下宮御炊殿也、是三宇縮間本社也、神事之義式正法造営期何時哉、神慮尤叵側、正嘉元年遷宮以来年限造替既四ケ度退怠畢、其間年序及百三十余年歟、一兩年延引、獨以重事之由云々沙汰記、況於百余禾千哉、將又稱神領者、勅施入以来為連々奉賽之地、嚴重異他之處、多以穴牛籠之上、今又守護被官人等、任雅意子細多、惟如御託宣者、窮未來際勿致喧嘩之愁礼、神道者自歎有領物之妨事久者云云、無誠御沙汰者不可有所殘、而幸今度就九州御下向、有當社御參詣風聞之間、云舊損顛倒之躰、云社頭衰廢之段、及高覽者者之、被經驚御沙汰歟之由、奉仰之處、自路次往洛不運之御至也、雖然有嚴蜜御成敗者、可等于御拜社者哉、然早被急造社、申行遷宮、被直神領、勒行祭礼、増宗庶之威光、弥欲專天下安全之御祈禱矣、仍神官等謹言上、

康応元禾毛六月 日

【史料一】は、康応元年（一二三九）の「宇佐宮神官言上状案」であるが、当時の宇佐宮のひっ迫した状況が見てとれる。内容としては、これまで宇佐宮の遷宮は三十三年に一度の式年遷宮であり、九州一円の課役としていたが、鎌倉末期以降長きに渡り退転しており、社領も多くが顛倒している状況を訴えている。その状況下、当時の將軍であった足利義満が宇佐宮を参詣するにあたり、遷宮祭礼に対する沙汰を望んだことがわかる。このことについて田村正孝氏は、義満が安芸国嚴島社を参詣し、周防国まで来たものの、京都へと引き返してしまうが、それでも造営の実施と神領の回復を訴えようとしたことを、この史料の内容を受けて説明している。¹⁷宇佐宮にとって、退転している遷宮と祭礼の再興は大きな課題であったのである。そして中世における宇佐宮の神職制度に関しては、中野幡能氏が詳細にまとめられているが、大きくは宇佐氏・安心院氏ら大宮司家、下宮社司番長職の永弘氏を中心に組織されていた。南北朝期に至ると、宇佐氏は北朝方に宮成家、南朝方に到津家と分裂する。さらに宮成家は惣領宮成家と出光家と分かれる状況となる。¹⁸このような南北朝期を契機に社家が分裂

する例として挙げられるのが、出雲国一宮である杵築大社であろう。杵築大社は、国造家によって国造上官制が敷かれることによって地域支配権力が確立するのであるが、国造家が千家・北島両国造に分裂することを機に、それぞれが社人を組織化するようになった。しかしこのことが、長期間に渡る両国造の相論を生ずるに至った。戦国期に入ると、この両国造の相論に対して尼子氏が介入することになり、結果として杵築社全体が大名権力への依存を高めていくことになった¹⁾。その点、宇佐宮では宇佐氏が分裂したからといって、宇佐宮の社家も分裂するということはなかった。むしろ何か有事が起きた際には、神官や社僧は僉議（相談）をした上で連署を以って事にあたる場合もあり、個々の動きよりもまとまりのある動きをしていくことには注目できる。²⁾

二、大内氏による宇佐宮への関わり

南北朝期に入ると、それまでの幕府や国衙による経済的援助にも翳りが見え始めるようになるのであるが、その頃に宇佐宮と強く関係を持つようになったのが、豊前国の支配に乗り出していた大内氏であった。村上豊喜氏は、大内氏が宇佐宮を掌握するために、大宮司職の補任に大きく関わるようになったことを示している。これは、大宮司が神官社僧などに対して職掌によって名を安堵する権限を有していたことによるものと考えられる。中世の宇佐宮において、大宮司と神官社僧らは、土地を媒体とした知行関係を構築しており、ゆえに大宮司のみを掌握することで宇佐宮をある程度まとめることができたからであろう。³⁾そして、宇佐宮の荘園体制に依拠した支配体制を確立することを進めることになったがゆえに、基本的に大内氏は宇佐宮に対して、保護政策という姿勢を取っており、祭礼の復興や造営事業などを積極的に取り組むことが必要になったと思われる。その点では、大名権力が一宮を領国支配の一端として保護をしていくのとは異なり、大内氏にとっての宇佐宮は、豊前支配における下地であったことに理解を求めていく必要があるだろう。もちろん、根底にあるのは、あくまで宇佐宮の掌握は一宮としての存在を豊前国支配に転用することにあることを再確認しなければならない。村上氏は、それまで大宮司の補任に大きく関与していた九州探題今川了俊が応永二年（一三九五）に京都に召還されると、大内氏は本格的に豊前支配に乗り出すことになり、了俊に代わって大宮司補任の推挙権を得ていくのが、応永四年（一三九七）以降ではないかと推察している。さらに享徳二年（一四五三）年に見られる書状から⁴⁾、大宮司職が宮成・到津・安心院・出光家等の大宮司家による巡役制度となっていたことを示し、その巡役制の原型

は応永二十年代ごろには確立されていたと考えている。

さて、大内氏が大宮司職の補任権を得たであろうとする応永四年（一三九七）、大内義弘は大宮司に対して、次のような書状を送っている。

【史料二 大内義弘書状写】²³

當社造營事、社官談合候て、秀可^(委カ)承候、依時宜可相計候、於是非不可有等閑候也、恐々

謹言、

(應永四年)
四月十一日

義 弘在御口^(カ)

宇佐宮太宮司殿^(マ、シ)

この史料では、社殿造営について社内談合し、協力するので疎かにしないよう大内氏の積極的態度が窺い知れるだろう。【史料一】での状況を鑑みると、豊前守護である大内氏から社殿造営の話が持ち上がったことは宇佐宮としては絶好の機会を得るかと思われたが、応永六年（一三九九）に起きた応永の乱にて、大内義弘が將軍義満に討たれたことにより、この話は露と消えてしまった。実際に宇佐宮の造営及び祭礼の再興は、応永二十年代に入った大内盛見の時代になってからである。この盛見による宇佐宮の再興については田村正孝氏が詳細に論じておられるが、盛見の再興事業推進の意図を、まず一宮である宇佐宮が国鎮守という宗教権力として地域秩序を祭祀と信仰を通して統合する存在として捉え、一国支配のために一宮の掌握を図ろうとしたという点、次に幕府・守護体制内での盛見と將軍義持との関係強化の点を指摘している。応永の乱後に起きる大内家内部での抗争の上、盛見が当主となるが、応永十二年（一四〇五）に家督として公認されるまで、幕府は盛見を追罰対象としていた経緯がある。このことから田村氏は「八幡神との関係を深める將軍義持に対し、大内盛見は宇佐宮の再興を提言することによって義持との関係をいっそう緊密することに成功した。国家守護神たる八幡の隆興、武家の宗廟たる宇佐宮の再興は、豊前や九州にとどまらず、京都における大内氏の名声を高めることに繋がった」とまとめられ、宇佐宮が盛見の幕府での地位を確

立する役割を果たしたことを示した。²⁴ 応永二十二年（一四一五）には盛見により、大内氏の宇佐宮に対する基本的スタンスを示す宇佐宮掟書が出されたようで、大官司家である安心院正和はこれに対して請文を出している。

【史料三 安心院入道請文】²⁵

（端裏書）
「安心院入道請文」

宇佐宮条々請文

一 當社御祭礼并修理等事、不可有緩怠儀之矣、

一 雖為社訴不請御吹挙者、一切不可致訴訟、此外神官社人以下不應（到建）公増（マ）所（練）、雖及□訴、除其一人令注進、有限御神事可遂其節之矣、

一 於社例者、雖執申、至非儀者、以神威申之輩雖在之、更不可令許容之矣、
右、請文如件、

應永廿二年十月七日

沙（正和カ） 弥

杉伯耆守殿

（裏書）○「応永」ノアタリ
「來有籠會御神事」

ここで注目したいのは、三番目の「於社例者、雖執申」という部分である。これは、大内氏が宇佐宮の社例を尊重していくことを示して

いる²⁶。また応永二十五年（一四一八）には五カ条（【史料四】）に渡って、そして応永三十年（一四二三）には一四カ条に渡って、造營に關する掟書が大内氏により沙汰されるのであるが、その内容はいずれも応永二十二年における掟書より、さらに具体的な内容が示され、大内氏の宇佐宮に対する関与が着実に進んでいることがわかる。

【史料四 大内盛見宇佐宮御造營掟書】²⁷

（裏打紙端押紙）

「徳雄應永廿五年十二月十七日

（盛見）
大内殿御袖判

造營間掟書案 十番 一

（端裏書）

「宇佐宮御事書」

（大内盛見）

（花押）

宇佐宮御造營之間條々

- 一 此内或番匠或人夫其外出入甲乙人等事、悉可令潔齋之旨、堅固相觸之、且社家之談合任舊例可有其沙汰之矣、
- 一 同時社職仁等、寄事於此節、至企訴訟輩者、一切不可令許容、於有理運者、連々可令言上、慥可加裁斷之矣、
- 一 同時人夫事、雖為寺社領、雖為人給、隨其所分際令催促、可專社用、若有違儀輩者、不日可有注進之矣、
- 一 當國中殺生事、堅可令禁斷、敢以不可有緩怠之矣、
- 一 御造營材木事、雖為寸木不出宮中、慥可納置、次於御材木採用在所、御神用外、不可

伐木竹之段、可相觸郡々奉行人、殊可令存知之矣、

應永廿五年十二月十七日

また神事などの再興についても、応永二十二年の掟書に触発されたのか、応永二十六年（一四一九）頃に、いつどのような神事及び仏事が宇佐宮内で行われるかを記した「宇佐宮年中月並神事式日大略」が著された²⁸。応永二十六年は造営が着工された年でもあり²⁹、これ以降、造営に関する神事を始め、多くの神事や仏事が、執行そして再興されるに至った³⁰。南北朝期の動乱により不安定な状況にあった宇佐宮にとっても大きな節目となったことであろう。

享徳四年（一四五四）には、大宮司到津公弘により「宇佐宮齋會式」が編纂される。これは宇佐宮で行われる年中行事（神事及び仏事）に関して事細かに記したものであり、神饌から社職の配置など一切祭礼に必要な事項がまとめられている。このように祭礼に関して詳細なる神事記が編纂されることは、宇佐宮が安定期を迎えたことの現れであると思われる³¹。これまで論じてきたように、応仁の乱以前の宇佐宮は、大内氏の保護下において造営や祭礼を充実させるに至った。これは大内氏が宇佐宮の造営と祭礼を通じた豊前支配と幕府との関係強化という政治的意図に組み込まれたものであった。しかし、造営と祭礼執行を望んでいた宇佐宮と豊前支配を迅速に行いたい大内氏との利益関係が一致したからこそ、スムーズにかつ、応永年間後期に集中して、造営及び祭礼が執行されていくに至ったと考えられる。

三、応永期の宇佐宮再興から見えること

前節の通り、大内氏により長年に渡り退転していた宇佐宮の造営と祭礼の再興がなされようとしたわけであるが、実際には大内盛見の旗振りによるものであったが、あくまで幕府の命を受けるかたちで行われたようである。

【史料五 大内盛見書状写】³²

当社御造営事、上様被思召立候之ノ条目出候、以富樫大輔委細被仰出候之趣存知ノ之上者ハ、

殊被奔走一味同心ノ面々被申談候ハ者可然候、且ツ為社家、且ツ為国家、弥可目出候、猶

々依今度上洛被請上意候之ノ条、面目之ノ至御祝着察候、恐々謹言、

〔朱〕
一 大内修理 太夫盛見 応永廿五戊五月七日

〔大内〕
徳雄 御判

国清寺殿 宇佐宮惣檢校殿
大先徳雄

世務卅二年

永享二年
六月廿八日卒
百一代

後小松

將軍義持による宇佐宮造営の命を受けた盛見が、宇佐社家中に造営のために奔走することがわかる。このことについて再び田村正孝氏は、応永の造営の役負担について触れており、宇佐宮と弥勒寺共に九州一円の役負担により事業が遂行され、その役銭賦課が、幕府・九州探題・各国守護という構図で実施されていたので、豊前国守護である大内氏が単独で宇佐宮の再興をなし得るものではなかったと指摘している。また宇佐宮の造営が、幕府を後ろ盾にした国家的事業であったことに対し、祭祀については豊前一国と大内領国を中心とした役負担になっていたようである。³³このことは、宇佐宮における祭祀が大内氏を依拠する祭祀への転換がなされ、それがためにそれまでの宇佐宮への関わりを持っていた九州一円の諸国との距離を生むことになり、そのことがさらに宇佐宮と大内氏との関係を深めていく流れになることは納得ができる。この宇佐宮と大内氏の関係は、大内氏の支配体制にも関連すると思われる。また井上聡氏は、宇佐宮社内の中世的支配について、宇佐大宮司が神官私領を従来の名から切り離し、社内職掌に対応した免田として給名に組み込むという体系を作り出し、これにより大宮司と神官の関係がそれまでの神事を通じた社内での序列から、土地を媒介とした新たな関係へと変化し、それが中世では維持されていたと考えている。³⁴これに関連して村上豊喜氏は、大内氏の宇佐宮支配体制について、それまで大宮司が役職名田の名主

御鑑持 次官司 次其駒樂人 次小駒形 次三所神輿御杖人奉 次女官 次祝 次陰陽師 次御装束所檢校 次神馬 同別當 次胡録(録)負とある。この順列について、田村正孝氏は大内盛見が豊前国における地域公権としての地位を誇示するものと指摘している。³⁸前節にて、大内氏が宇佐宮の「役職名田体制」に依拠した豊前の支配体制について述べたが、盛見自身が宇佐宮の祭祀に参列することで、豊前での公的存在であることを顕示しようとしたということである。田村氏によると、盛見は応永三十三年(一四二六)から永享二年(一四三〇)にかけて毎年、放生会に合わせて宇佐宮を参詣していたことを示し、国司の騎兵が大内氏により組まれ、盛見が国官人らを供奉したことが想定され、国司役という主体的な役を担ったと論じている。³⁹このように放生会に参列することで、その存在をアピールしていたのは大内氏だけではなく、大友氏も放生会を通して、公権力の誇示をしていたようである。大友氏の本拠地府内がある豊後国の一宮は、由原八幡宮である。正慶元年(一三三二)の「由原宮年中行事次第」でも、宇佐宮同様に、八月一日から放生会がはじまり、十四日に御行幸が執り行われていることがわかる。⁴⁰そこで、大友氏が放生会に参列していることがわかるものとして次の書状を掲げる。

【史料六 大友氏奉行人連署奉書】⁴¹

三ヶ度御行幸之時、輿而可有御共之由、去年放生會時分被仰出候、向後可有御心得

候、恐々謹言、

卯月廿二日

秀直(花押)

直治(花押)

賀来社

宮師御坊

「三ヶ度御行幸」とあるが、正慶の「由原宮年中行事次第」によれば、行幸が行われるのは、五月五日の五月會、六月晦日の御祓、そして八月十四日の放生会であると確認できる。大塚俊司氏は、この書状が署名から享徳年間(一四五二〜五五)頃に発給されたものとし、当時の大友家当主である親繁が、自身が輿に乗って神輿の供奉をする意思表示と解釈している。⁴²そして、この大友家当主による神輿の供

奉は、とくに放生会においては、豊後国内で多くの民衆が集まる場であり、そこに現れた大友家当主の姿を見ることで、民衆が視覚的に公権力の所在を理解し、それを大友氏は演出していたと指摘している。宇佐宮、由原宮、いずれも一宮であり、国衙が有名無実化するなか、大内氏、大友氏ともに、その国内での支配の正当性を担保するものとして放生会等の参列により、公権的地位を確立することとなったのであろう。弘治三年（一五五七）に大内氏が滅亡すると、大友氏は豊前への進出を本格的に再開するが、大友氏はそれまでの大内氏が施策としていた宇佐宮への保護政策は継承しなかった。そして、宇佐宮には祈祷祈願を専一にすることを求める大友氏の態度を第一章にて示したが、この「放生会」について、大友氏の迅速なる対応がみられる書状について、次に掲げてみる。

【史料七 宇佐宮神官連署注進状案】⁴³

（端裏書）

「永 禄 六 御造営・御神事・神輿之儀社祠等注進」
□ 九月十三

態令啓候、當 社御事、近年御造營方一圓不被仰付候条、御大破不及言語候、然處去月十八日依大風而、上宮并高御倉如無罷成候、就中祭礼等令怠慢候、彼是以条数五ヶ 申入

候、社奉行被成御分別被請 上意早速被仰付候者、可為御神忠專一、此内 神輿之御神

事者、去々年以申談辻、従一社中可相調候、猶細碎使僧二申入度候条、令省略候、恐々謹言、

九月十三日

連署

奈多殿

御宿所

【史料八 (イ) (ロ) 奈多鑑基書状案】 44

(イ) (端裏書)
「至永祿十六 就御神事方、御造宮方鑑基書状案文」

御懇書大慶候、仍當社御造宮并御神事等怠慢儀、神慮如何候、併近年者方々干才故^⑧、其沙汰無之候哉、以手日記示給候趣、御國家御祈禱此上有間敷、一社中被添御心候者、我等事^茂公儀御調等可申拵候、精者用口上之候之条、不能重筆候、恐々謹言、

(永祿六年)
九月十五日 奈多 鑑基判在

(兼輔)
益永豊前守殿
祝大夫殿
其他一社中 御報

(ロ) 就御放生會近年懈怠、可有執行之由示預候、御神忠此事候、乍御辛勞、神輿等先々以御松之心懸御用意之段、誠神妙存候、弥々申談、御神事相調候様ニ、對公儀可言上候、猶期後音之時候、恐々謹言、

(永祿六年)
九月十五日 奈多 鑑基判在

(公里)
前大宮司宮成殿
(兼輔)
益永豊前守殿
(公保)
大宮司出光殿 御宿所

【史料七】は、宇佐宮神官等が社殿の大破と祭礼の怠慢が近年続いていることに対して、社奉行である奈多鑑基に、上意を請っているも

のである。そして、特に「神輿之御神事者」について強調していると思われる。神輿の神事について、『齋會式』では、先程示した放生会の陣烈次第に書かれている「三所神輿」とあるので、放生会のことを指していると思われる。【史料八（ロ）】においても放生会の懈怠について「神輿」の件があり、翌十月六日には、大友氏方から放生会執行のために神輿を造新することの旨が宇佐社中に伝えられている。⁴⁵さて【史料七】が出されたのは、九月十三日であるが、その返書が十五日には宇佐社中に送られている。その対応の早さには注目できるのでないだろうか。永禄六年（一五六三）は、【史料八（イ）】にも記されているが、「近年者方々干才（戈）故」とあるように、永禄期に入ってから続いていた大友氏対毛利氏の門司城の戦いが和睦に入る時期となる。対毛利については小康状態にあったこともあろうが、この時期は家臣であった高橋鑑種が毛利氏に寝返るなど混沌とした状況でもあった。そういう状況のなか、田村氏や大塚氏の言うところの「放生会」が公権的地位をアピルする場となるのであれば、大友氏は由原宮と同様に、また大内氏と同様に、豊前国における支配の正当性を示すためにも、宇佐宮の「放生会」の再興に早々に取りかかる対応をすることは了解できよう。また第一章において、宇佐宮と社奉行である奈多鑑基との確執について触れたが、大友家中は鑑基の非道を糾弾しているわけで、この宇佐宮の要求を受け入れることは、一つの懐柔策となつたとも考えられないだろうか。宇佐宮にとつても、放生会はその齋行規模から経済的援助が必要であり、大名にとつても、その領国支配において公的存在を明らかにする場となつたということなのだろう。

さて、【史料八】に「以手日記示給候趣」と宇佐宮側から奈多鑑基に対して、日記が示されていることがわかる。【史料七】には、「彼是以条数^{五ヶ}申入候」と、五か条を申し入れとあり、「此内 神輿之御神事者」とあるから、その五か条のなかに放生会のこと記されていたと思われる。そこで、大友氏にかぎらず、宇佐宮側からの何かしらの要求に対しては、その要求の根拠となるものを示さなくてはならなかつたと思われる。宇佐社中は「先例」に基づく愁訴や諸役の免除を要求していたことは、これまでも述べてきたが、【史料八】のように造営や祭礼の再興に対しても、同様にことが言えたのであろう。

大内盛見の応永の再興以降、『宇佐神宮史料』を通覧していると、しばしば社家方により造営神事の日記が残されていることがわかる。その例を挙げれば枚挙に暇がないが、延徳三年（一四九一）の「延徳三年神事諸役人下向日記」では、宇佐社中の諸役の分担が細かに記されている。⁴⁶また永正十五年（一五一八）には、「當社二ノ御殿立柱上棟次第目録事」がまとめられている。⁴⁷この上棟について、『宇佐宮現記』では、「一應永廿九年卯月廿二日^申卯剋、二殿ノ御立柱上棟在之、太宮司公兼^ヲ始^{トシテ}祠官・廳内・貫首・寺僧・社僧出仕^ス、着到在之役人儀式一殿^ト同^シ、御馬七十五疋被引之、役人出仕人々支配在之、」とあるが、その内容としては詳細には記されていない。⁴⁸そこで、永正十五年の「目録事」の内容に目を向けると、出仕した人達については、「一地鎮次第、先御杖人四明市、次陰陽師地鎮、寺僧・社僧鉢、

仁王經讀講同音、次太(ママ)々工・惣大工并諸番匠立柱次第、大官司并祠官・惣檢校以下廳内出仕ス」とある。『宇佐宮現記』が纏められたのが、永享五年(一四三三)であり、八十五年の月日を経ているので異同はあるかと思われるが、この「目録事」により詳しくわかる。また「目録事」には上棟の儀式の内容も記されている。

一義式御柱(ママ)御繩(ママ)ニ大々工ヲ始手官司以下(ママ)祠廳内御繩ニ手ヲ懸、イエイツノ音ヲアケレハ、惣太工以下諸番匠同御柱ヲ立ル、

右ノ御柱ノ下ヲハ布ヲモツテツミ、其上ヲハ絹ヲモツテツミタテマツリ、祠官左ノ御繩ニ手ヲ懸、廳分ハ

右ノ御繩手ヲ懸テ退出ス、次ニ上棟次第、祝・大々工・惣太工以下諸番匠義式在之、作弓ニ張、同カフヲ矢ニ

筋、是ヲハ寶殿ニ奉納之、次白木ノ弓壹張ツルアリ、太刀貳、料物棟ニ懸之、白布同之、大々工ツチヲウツ、

(以下略)

諸役のみならず、その所作に至るまで細かに知ることができる。また大永七年(一五二七)には、三月に行われる「桜会御神事次第」が記されている。⁴⁹この桜会について、鎌倉末期に注進されたとされる「宇佐宮寺年中行事一具勤行次第」(以下、「勤行次第」)⁵⁰では、「三日申剋、宮寺萬燈會、亦稱櫻會寺家請定」と宮寺万燈會と云われていたが、『齋會式』(享徳四年成立)においては「櫻會勤行式」としている。「勤行次第」・『齋會式』では、桜会は、三月三日に執行されているが、大永七年の「桜会御神事次第」では、三月二日と日取りが違っている。「櫻會勤行式」と「桜会御神事次第」の内容を比較するため、記載の有無や異同箇所を検討してみると、おおよそ「桜会御神事次第」は「櫻會勤行式」を踏襲しているようだが、着座について「櫻會勤行式」では「本座」とあり、「桜会御神事次第」では「東座」の違いが見られ、「伶人舞地久」・「梵音衆立座」などは「桜会御神事次第」には見られない。これらが記載として省略されたものか、実際の勤行において該当箇所の所作が除かれたかの確認はできないが、継続的に齋會が行われていることを証明することになるだろう(※本章最後に比較表を掲載)。このように記録としての役割もあつただろうが、大内氏への注進のために、日記や覚書などが記されたとも考えられ、その内容は詳細なるものが多くあるが、史料としては、それぞれが断片的であるので、それを『宇佐宮現記』や『齋會式』などの基本史料との検討はこれからの課題と言えよう。

しかし、天文二十年の「天文廿年二月大祭卯夜祇式凡誌之」という二月の春大祭式の大宮司執行次第^{5.1}、天文二十二年（一五五二）正月には「宇佐宮神事等覚書」^{5.2}が成っているが、これ以降、造営や神事に関する日記や覚書がほとんど見られなくなる。その理由として、弘治三年（一五五七）に大内氏が滅亡し、宇佐宮としては援助者を失ってしまったからではないだろうか。その後、大友氏が豊前に進出するも、大内氏のような対応は望めるべくもなく、また大友氏と毛利氏の抗争により、宇佐宮の造営と祭祀の懈怠が進むことを示したのが、【史料七】ということになる。ただこの訴えの中でも、大友氏が反応したのが「放生会」の再興であり、その迅速の対応は、「放生会」を通じた豊前での公権力の誇示を見通したものであったのかもしれない。大内時代に見られた造営祭祀の次第や日記は、大友時代に入ると少なくなり、むしろ放生会に関するものが目立つようになる。このことも、大友氏と宇佐宮との温度差が生まれる要因になったのかもしれない。その点、大内氏は有る程度一貫して、造営と祭祀に対して宇佐宮を厚遇していたのだろう。

五、応仁の乱がもたらす宇佐宮の「主体性」

大内氏と宇佐宮の関係は主従的なものであったとはいえ、お互いの目的を果たすという点では補完的關係であり、むしろ一体化の様相を呈していたと言えるであろう。これまで述べてきたように、大内氏の豊前支配のステージとして、応永期に入ってからの大宮司推挙権を獲得することから端を発する宇佐宮掌握から、応永二十年代に進む造営と祭祀の再興を経て、宇佐宮の支配体制を在地領主へと拡大する流れを確認した。その上で、再び世を動乱へと導いた応仁の乱に対し、宇佐宮はどのような態度を取ろうとしたのかを考えたい。応仁の乱（一四六七）が勃発すると、大内政弘は西軍に付き、その主戦場を京都へと移していくのに併せ、豊前では豊後の大友氏の侵攻を受けるようになっていく。また大内氏に追われていた少弐氏も筑前・豊前での勢力回復を狙うなど、混沌とした状況に宇佐宮も巻き込まれていくことになる。大内氏が一時的にも豊前から退くことで、宇佐宮としては大きな後ろ盾を失うことになったことだろう。応仁の乱が終息する文明十年（一四七八）頃には、大内氏が再び豊前に戻り、豊前国支配を回復させているが、その間の宇佐宮の動向はどうであっただろうか。この大友と少弐による豊前での争乱の中で、宇佐宮の神官社僧らはしばしば連署にて、愁訴などの願いを訴えかける様子が見られる。その期間は寛正七年（文正元年）から文明八年（一四六六～一四七六）にかけてのことであり、まさしく大内氏が宇佐宮から退いている時期

にほぼ合致していることには注視できると思われる⁵³。次に示す史料は、寛正七年（一四六六）における愁訴であり、宇佐宮神官等が修理所別當職及び同免田安堵について申し入れをしているものである。

【史料九 宇佐宮神官等連署言上状写】⁵⁴

〔^{端裏書}修理所知行愁訴諸官連署寛正七年壬二月〕

八幡宇佐宮神官等申

當社修理所別當免吉用名安枝・朝久田散在修理田等事、

右、修理所別當職・同免田等者、忝御垂迹以来、無相違被定置為重役人^之處、近来彼免田吉用方依押領、修理所別當明助失先途者也、雖然於當社依為譜代氏人、當大宮司以助成于今遂在宮、致便宜之、神奉公相待時節處、奉逢、當御代欲開喜悅之眉、捧明白之公驗證文等致訴訟也、然者任理運被成安堵御成敗、抽、御神事御祈禱之忠者、各大慶明助本望何事如之哉、仍諸官言上如件、

寛正七年閏二月日

權祝^大宇神朝臣^{在判}

官人代塩松丸^同

官人代宗頼^同

擬神主宮王丸^同

官人代正盛^同

權擬少宮司諸明^同

弁官親盛^同

弁官盛道(末也)同
(田染)
 擬少宮司兼番長栄忠
(小袋)
 權少宮司宗輔同
(令意)
 惣弁官兼倉司高輔同
(攝形)
 少宮司諸吉同
(宇菜瀬)
 權擬大宮司諸弘同
(益水)
 惣檢校通輔同

進上 飯田石見入道殿

本書吉用家ニ有之、

この史料では、宇佐宮修理料としての免田が吉用方により押領されたことに対して、その免田の安堵を大内氏に願うものである。宛名の飯田石見入道は大内奉行衆として名を連ねており、大内氏と宇佐宮をつなぐ役目を負っていたと思われる⁵⁵。ゆえに、まだこの時期の豊前は大内氏による支配下にあっただけと思われる。また安堵を求めらるにあつては「捧明白之公驗證文等致訴訟也、然者任理運被成安堵御成敗」と宇佐宮から大内氏への強い要求が見て取れ、さらに連署という側面からも神官等の強い意気込みと態度が見て取れるのではないだろうか。中野幡能氏は、室町期に入ると、それまで個々に独立機構としていた宇佐宮・弥勒寺・八幡宮僧侶となっていた中津尾寺撰末社を含めた祠官・所司らが一揆の起請を行うという態勢が生じ、宇佐宮で統制が行われる宮寺組織の変革が起こったことを指摘している。⁵⁶さらに、文明二年(一四七〇)の少貳頼忠による神領押領に対する訴訟では、宇佐宮総動員での訴えを起こしたことがわかる史料を次に掲げる。

【史料十 宇佐宮神官社僧等連署僉議状案】

57

ヨリ首繼目



(カ)九州第一社壇也、天帝守護誓約者

滿于四海内、凶徒誅代方計新于三韓外、干变万化利生不可執一途、不可守次第云、殊施擁護弓箭之道、降伏怨敵之輩德憑、茲生弓馬之家人、争不奉崇敬尊神哉、然共依信心厚

薄有感応淺深、或蒙其罰或得其賞、如番掌運籌、帷幄之中決勝千里之外、

是皆非當社之神德哉、就中伊勢大神宮二十一箇年造贊課役、雖相懸本朝六十余州、於

鎮西無其沙駄事、三十三年仁當社為造贊斤所故也、然者九国二嶋皆以當宮進止之地也、

此上者何人国郡補任之時、对當社不励敬信志哉、抑今度大友豊州蒙上意、當国入部以來、

當社渴仰之色青於藍芳於蘭、加之當知行社領聊無違乱之儀、偏被存當社旧例故歟、此時

籠社領各々可被訴詔者哉、如此処大宰少式頼忠父祖代々依被背神慮、去本国居住遠嶋

空送春秋、堆惟久令請上意遂入国之素懷、併蒙神道赦免者歟、然者可成還補之悦処、先祖

代々被加下知嚴重神領并奉寄地悉以押領之間、去年當年數々度致訴詔処、表者雖被成裁

許之判形、裏者猶以押領之沙汰、非仁改所致、況為鎮符府太守如此、表裏成敗前代未聞也、

是則不憚神道被蔑如社官造意也、所詮於諸祭会者暫閣之、筑前江奉成神輿御幸、京都江

致注進、蒙公家武家御裁許、欲達社訴本懷者也、然早相催国々末社末寺等、可致触廻

尊神御動座之定日、僉議之状如件、

文明式年十月日

(署名略)

応仁の乱で大内政弘は西軍の山名宗全に加勢すべく上洛するが、東軍の將軍足利義政は政弘を朝敵として討伐するよう、寛正六年(一四六五)に御内書を発する。これに呼応し、大内氏と対立していた少弐氏や宗氏が筑前・豊前で勢力の拡大を図ろうとしていた状況であった。おそらくこの少弐頼忠の宇佐宮神領の押領もその最中のことであると思われる。「表者雖被成裁許之判形、裏者猶以押領之沙汰」と頼忠の訴訟に対する沙汰に裏表があるとして、宮成大宮司をはじめ神官社僧等総勢九十一名の連署を以って「筑前江奉成神輿御幸、京都江致

注進、蒙公家武家御裁許」とおそらく上洛した大内氏を頼つてのことと思われるが、公家武家に対しても、その裁許を求め僉議を行つてい
る。更にこの連署では、「就中伊勢大神宮二十一箇年造賛課役、雖相懸本 朝六十余州、於鎮西無其沙駄事、三十三年⁷當社為造賛料所也、
然者九国二嶋皆以當宮進止之地也」とあるように神宮造管課役は全国に及ぶが九州にそれが課されないのは、九州は宇佐宮の造替料所であ
るからと主張している。中世後期の宇佐宮の状況について田村正孝氏は、大内盛見による応永の再興以降、宇佐宮の祭祀が大内主導による
祭祀に変質したことで、鎌倉期にみる宇佐宮を中心とした九州の八幡秩序も変質したことを指摘している。また、中世前期には「宗廟」と
して九州全域に展開していた宇佐宮祭祀が、中世後期には豊前一国を統合する一宮祭祀へと変化していったことも示している。⁵⁹しかし、
「九国二嶋皆以當宮進止之地也」とあるように、宇佐宮の意識としては豊前一国に収まることなく、九州一円を以てして宇佐宮の造替を行
うことを期待していることがわかるのではないか。田村氏も宇佐宮が一宮としての性格が濃くなるうとも、社家の中では「宗廟」が存立基
盤にあったとしている。その他にも、文明七年（一四七五）の宇佐宮法鏡寺の修造及び神寺役勤仕について、神官等による連署や文明八年
（一四七六）の若宮諸司が買取りした下女の返還に関して一五六人に及ぶ惣神人が大宮司に対し、連署をして愁訴を行うなどが見られる。⁶⁰
先述した通り、それまで個々に独立していた宇佐宮・弥勒寺等が、応永期に入ると合同して一揆の起請を立てるといふ宮寺組織への変化
が見られるようになり、また大内氏のバックアップにより安定的な運営がなされるようになったからか、享徳四年（一四五五）には大宮司
到津公弘による『宇佐宮齋會式』の編纂が行われるなど、一五世紀後半になる頃には宇佐宮にとって充実した時期を迎えたとして理解でき
るのではないだろうか。⁶¹しかしながら、応仁の乱により宇佐宮も動乱に巻き込まれるも【史料七】にみられるような宇佐宮の神威向上及
び神官社僧等による僉議に基づく愁訴などがなされたことは、「主体性」を帯びながら宇佐宮のスタンスを発するものであり、また神事祭祀
が齋行されることで宇佐宮の存在性を改めて示されるという発信力となったと思われる。

六、宇佐宮と大内氏の齟齬の発生

応仁の乱が収束すると大内政弘は再び九州へと戻り、豊前支配を再開することになるが、この大内政弘期（応仁・文明期）以降、豊前に
おいては応永期から途切れていた段銭の賦課が行われるようになってくる。大内氏による豊前における段銭の賦課に関して村上豊喜氏は、

宇佐宮の伝統的荘園体制(役職名田体制)に依拠しており、宇佐宮公田に賦課された段銭は宇佐宮の神用銭という性格を帯びさせることで、豊前一帯の段銭賦課をなし得ていたと指摘している⁶²。また稲本紀昭氏は大内氏の豊前での段銭賦課は、荘園領主である宇佐宮の宗教的權威をテコとして実現したと述べている。⁶³文正二年(一四六七)の国東郡の段銭一貫八百文について「為田染庄之内宇佐御神領□田染神主重見沙汰皆納如件」とあり、段銭が田染神主の沙汰として納められている。⁶⁴また、永正七年(二五二〇)の大内氏奉行人連署では、「宇佐宮年中御神銭柒拾六貫参百文(中略)以宇佐郡今秋段銭之内、對社家□人有勘渡」ということで宇佐郡の段銭が神用銭として社家に対して渡されていたことがわかる。⁶⁵このように大内氏の豊前支配の前提として宇佐宮の荘園体制に立脚していることは、宇佐宮としては大きなアドバンテージとなったのであろうか。大永元年(二五二二)十二月十四日付書状から大内氏の宇佐宮に対する格別な配慮が読み取ることができらるだろう。

【史料十一 大内奉行人連署書状】⁶⁶

當國宇佐領事、從前々諸典役御免許之條、問別事可被相除之由、以前被成奉書候之處、

今度問別之事、國中不謂免許、可被申平□之由被仰出之條、可為如何之由、被申通令

披露候、雖然 宇佐領事者、異他之間、別而可被免除之由、重而申由候、恐々謹言、

大永元

十二月十四日

杉豊後守殿

興重
(杉)
興豊

【史料十二 大内奉行人連署書状】⁶⁷

筑前國當 社領問別事、任先規之旨、可被免除之由、對杉豊後守重而被成奉書候、可被付遣候由候、恐々謹言、

大永元
十二月廿五日

前大宮司到津殿

民部少輔 興景
杉兵庫助 興重
興豊

【史料十一】では「従前々諸典役御免許之条」とあるように、宇佐領には様々な課役が免除されていることがわかる。さらに一国平均役となる間別役も免除するというのである。当国がどこを指すかであるが、【史料十二】では筑前における宇佐宮社領間別役の免除についての奉書が出されたことを前大宮司に知らせているので、当国とは筑前国の宇佐宮領に対する免除ということになるだろう。宇佐宮領は九州各地に飛び地していたが、大内氏の支配下にあった筑前国の宇佐宮領は豊前国と同様の扱いがなされていたと推測できる。大内氏は豊前国支配の面で宇佐宮の荘園体制を支えとしたが、そのためか、このような宇佐宮への厚遇、配慮へとつながった可能性はあるが、果たしてアメのみであったのだろうか。時をほぼ同じくして、永正十八年（一五二二）に、宇佐宮の神官等により陣夫の免許を請う愁訴が出されている。

【史料十三 宇佐宮神官社僧連署書状】⁶⁸

□^(統カ)今度陳夫愁訴之儀、去應永年中當社領御免許御奉書、御家^(兼)被留置候、一社一同為證文之条、兩度申入候処、御難澁之趣、更不及覺悟候、其方分地所々御免許被召調候事、以彼一通御連續候も、御神領故之儀候、然上者各領事同前候間、雖再往申候無御許容□^(案)御造意如何候、不及分別候、一社各別御思安候敷、客不少候故候、尤候、無余儀候、^(所カ)□詮於自今以後、對社官僧衆不可有御用□候、委細猶吉用伊豆守方へ申渡候間、令省略候、恐々、かしく、

七月三日

□^(祝)圓宮重
□重

大内氏が、宇佐宮に対して陣夫役を賦課しようとしていることがわかる。【史料十一】での宇佐宮への様々な免除を付している態度にもかかわらず、陣夫役という軍事的負担を求めることは宇佐宮としては受け入れざるものであったのだろうか。神官等は「□今度陳夫愁訴之儀、去應永年中當社領御免許御奉書、御家ニ被留置候」と、宇佐領においては課役の免除がなされてきたという応永期の先例に根拠を求めている。この愁訴について、大永三年（一五二三）に大内奉行人より宇佐宮神官等に対して、宇佐郡における寺社領陣夫免許の訴えを退けられた旨が伝えられている。

【史料十四 杉興重書状案】⁶⁹

^(端裏書)
「御陣夫御免許御奉書案文 ^(正文事惣檢校在□)」

宇佐郡中寺社領御陳夫事、依被仰付、各愁訴通、以佐田因幡守吹舉狀同連署言上之段、^(泰景)
令披露□、^(候)仍於御陳方御用者不謂免許、伺惣國准據被仰付候、雖然當社□、^(事カ)別而御造替砌候之間、先以被成御心得候、然者御陳中日数以三増倍辻、社用人足等可被遂其^(佐田)節、万一於無沙汰自由寺社者、押置其地可遂注進之由、對泰景堅固被仰候、被得其心各無油断馳走可為肝要之由候、恐々謹言、

大永三 七月十四日

^(杉)
興 重在判

惣檢校殿
^(永弘重行)
番長大夫殿
祝大夫殿
各中

「仍於御陳方御用者不謂免許、伺惣國准據被仰付候」と一國平均役としての陣夫の免許は認められないとしながらも、「別而御造替砌候之間、

先以被成御心得候、然者御陳中日数以三増倍辻」とあるように、造替中ということで、陣夫日数の三倍の社用人足を調達することを命じ、それについて沙汰無きようなら土地の差し押さえをするという、妥協案とでも言うべきか、大内氏の強い姿勢が見て取れると思われる。村上豊喜氏は、こうした軍事的負担を強いることは、名主層への圧力が名主層自体のみならず、下作職層や作人層へも波及し、複雑な闘争を必然的とし、名主層が名主としての存在性を失うことになっていくと指摘したが⁷⁰、大内氏自らが宇佐宮を通じた豊前支配に動揺をもたらすきっかけを作ったと言えるのかもしれない。これまで宇佐宮に対しては柔軟な対応してきたであろう大内氏が、なぜこのように愁訴を却下し、強硬な態度に出なくてはならなかったのだろうか。まず前提として応仁の乱以後、戦国という世にあり、安定的な軍事力確保は重要課題であったと思われる。また永正年間（一五〇四〜一五二一）において、大内家当主であった義興が、山口に落ちていた前將軍足利義植（義尹）を奉じて京都に上洛している。応仁の乱の際は、大内氏は上洛のために九州から一時撤退を余儀無くされたが、今回の義興の長期における上洛にあっても、変わらず大内奉行人らによって豊前支配は行われていたことにも注目する必要があるだろう。

【史料十五 大内義興感状】 71

上洛以來、其堺之儀別而馳走、剩去年八月下旬、凶徒（大友・少弐）令徘徊之處、郡内衆被相談之、依堅固調議、不日屬靜謐之由注進狀到來、尤感悦之至候、弥入魂可為肝要之狀如件、

永正七年三月廿三日

佐田 大膳 亮殿
（泰景）

（大内義興）
（花押）

大内義興が上洛したのは永正五年（一五〇八）になるが、永正六年（一五〇七）八月下旬豊前堺で大友や少弐等が徘徊していることに、佐田泰景と宇佐郡衆がその対策を行っていることを賞している。山崎嘉照氏は宇佐郡衆について、具体的な実体を持つ集団を示すものではなく、宇佐郡に居住する軍勢力を一括して表現するものと指摘した。また大内氏が個々の軍勢力に命令することなく、宇佐郡衆等自らの判断にて軍事行動を展開していたことも指摘している⁷²。やはり義興の上洛の隙をついた大友と少弐との行動には注視しなくてはならず、豊前国内への他国からの侵入を防ぐには、更に国内の軍勢力を強化する必要が永正年間にはすでにあつたことは理解できよう。ゆえに大内氏

による宇佐宮領におけるこれまでの種々の免除があつたにせよ、陣夫という軍事的課役については要求をせざるを得なかつたのであろうし、陣夫免除の愁訴が実質的却下となつた理由とも言えるだろう。この陣夫免除の愁訴が却下された前年である大永二年（一五二二）に、大内氏奉行人より「宇佐宮御作事方、條々御法度事」として全十四条からなる掟書が宇佐宮に対して出されているが、必要条文のみ抜粋してみる。⁷³

・一去應永年中 國清寺殿様御再興の時の支證をもて可被守之、其以前の舊記不可有叙用事、

ここでの「國清寺殿様」とは大内盛見のことであり、「御再興の時の支證」とはおそらく盛見が応永二十五年（一四一八）十二月十七日に「宇佐宮御造営之間條々」として出した掟書を指していると思われる（第二節【史料四】を参照）⁷⁴。つまりは盛見の定めたことを守り、それ以前の旧記を用いることを認めない大内ルールを敷いたとも言えるだろう。

・一内封四郷高封戸、向野 普請夫定役在之、この外社官衆領事、先年妙見尾御城誘おほせ付けらるゝ時、彼儀御免をひては、社用夫事可致馳走之由、雖被申、いまに社用をも無沙汰候、於已後者、郡使裁判に任て、可被遂其節、若猶其實なきにをひてハ、別段之儀を可被仰付事、

これは、宇佐宮社官衆に城誘を命じたが、その命に応じず、これを免除されたいならば社用夫を抛出するようにとしながらも、社官衆が社用夫についても無沙汰していることを示している。大内側が苦慮している状況が推測できよう。

・一宇佐郡中武領就社用之人夫以下、在々所々無沙汰^ニをひてハ、一段可被仰付、殊院内衆御在京御留守以來、御 神用延夫難澁之段、無其謂、既障子岡御城御所勤の所を、近年ハ社用に被付之上ハ、向後社用夫堅可申付也、若猶難澁にをひてハ、如元御城誘可被仰付事、

宇佐郡中武領においても前段のように社用夫が無沙汰であつたようである。「既障子岡御城御所勤の所を、近年ハ社用に被付之上ハ」と、御城御所勤という何かしらの武役的賦課を社用夫という社役賦課にすることで免除をしていたと思われる。しかし、それもままならないか

らか、それが守られないなら免除を止め、再び城誘を命ずることがわかる。この掟書から大内氏が宇佐宮に対して、本来ならば免除されない軍役を社役に置き換えるという譲歩の姿勢が受け取れるが、実態としては宇佐宮側がそれに応えていなかったようである。【史料十四】の陣夫免除の愁訴に対する却下においても、「別而御造替砌候之間、先以被成御心得候、然者御陳中日数以三増倍辻、社用人足等可被遂其節」とあるように、陣中日数の三倍という社用夫を調達しなくてはならない厳しい条件を付けた。建前としては、大永二年の掟書に見られる軍役を社役とする譲歩を行っているようにも思われるが、三倍の人足の調達を求めることは実質的には陣夫の賦課を強要していると考えられる。大内氏としては情勢の変化に伴い、宇佐宮への対応を変えざるをえない状況はこれまで述べてきた通りである。ただ、大内氏としては大内盛見による応永の再興を先例に、これまでの造作造替を守ることを約束しているわけであり、決して宇佐宮を軽く扱うものではなかったと思われる。しかし、その状況の変化と大内氏の対応を宇佐宮側がどう捉えていたかである。本節での宇佐宮による「陣夫」「城誘」などの軍役に対する態度は、大内氏としては軍役拒否であり、譲歩案にも応じてもらえない忸怩たる思いがあったのではないだろうか。このような宇佐宮の対応から大内氏は、【史料十四】のような対応をする必要が生じたと考えられる。しかし、宇佐宮にとっては、応永以来の大内氏の保護政策が維持継続されていくことを望むような態度で大内氏と対応していったのであろうが、それがかえって相互の思惑のズレを生じさせ、次第に齟齬するようになったと思われる。

おわりに

宇佐宮と大内氏の関わりは、宇佐宮の再興とその経営、大内氏の宇佐宮の持つ伝統的荘園体制に立脚する豊前支配という相互利益と相互補完の関係性において築かれてきたと思われる。それは、大内義弘が豊前支配に乗り出した応永期から大友氏に豊前支配を許す天文期までの約百数十年間と長きに渡るものであった。今回は応仁の乱前後に区切りをつけて、その動向を追ったが、今一度簡単にまとめておきたいと思う。応仁の乱以前では宇佐宮は、それまで懈怠していた社殿の造営と祭礼の再興を果たすという課題を負っており、大内氏の豊前進出によりそれらは解消するに至った。そして大内氏は豊前支配に対して宇佐宮の荘園体制に依拠した掌握を進めていた。この段階では、お互いに為すべき目標があったので、それほど大きな問題も無く、相互の関係性は成熟期を迎えることができたと思われるが、その成熟期を過

ざる応仁の乱以後では、その関係が惰性または慢性的に継続されていくことになったのではないだろうか。大内氏はそれまでの保護政策を継承しつつも、宇佐宮に対して軍役を賦課していくという動きを見せ始める。

しかし、宇佐宮はこれまでの関係を継続すべきが如く、「愁訴」「先例」「社例」「社例」を用いることでこれまでの既得権益を維持していこうとしたのである。そういう意味では応仁の乱前の宇佐宮は、社殿造営や祭礼復興、そして「宇佐宮年中月並神事式日大略」や『宇佐宮齋會式』などの編纂を行なっていくことで、神威向上を目指す積極的な「主体性」を見せていたのである。だが、それがある程度達成された頃には大内氏の保護に依存する体質へと変化をしていくようになり、次第に「主体的」ではなく「慢性的」なものとなった部分があるのではないだろうか。大内氏も、目まぐるしく変化を遂げる乱世において、そういった停滞した関係からの脱却を望まなければならなかったであろうが、宇佐宮の荘園体制に立脚する支配体制を取り込んでいる状況では儘ならないものであっただろう。こうした矛盾からも、次第に相互の信頼関係を希薄にしていく様子が見え隠れするようになったと考える。天文期に入ってからは大友氏が豊前への侵攻を激しくするようになり、宇佐宮もその影響を受けるようになってくる。天文二年（一五三三）には、大友方の兵が宇佐宮を狼藉するにあたり神官社僧が連署して大友氏にそれに対応した下知を請うのであるが、そこには「則可任社例之由一社例衆儀候」・「自然於願御油断候者、可任社例候」という記述があり、宇佐宮への不遜を訴えている⁷⁶。また天文十一年（一五四二）には、宇佐宮の神事が延滞している状況に対して、大内氏に訴える際にも「何茂社家先例之条、致言上候」と先例を持ち出し、神事の齋行を求めている⁷⁷。そして天文十七年（一五四八）では、宇佐宮二之殿の立柱上棟に際し、公儀下行の禄馬が社内にて平均役となっていないことに対して、「公儀御下行禄馬事、従往古至応永年中御造営者、至一社中御配當候也処」と神官等の連署により惣檢校宛てに応永期の先例を持ち出している⁷⁸。これらの事例を挙げたのは、宇佐宮が「先例」を多用しているのではないかと批判をするためでは決してない。豊前国内の状況が混沌とする中でも、大内氏、大友氏、また宇佐宮社内において、一応に造営や祭礼に対しては「先例」と「社例」を用いることが最大の武器となり、宇佐宮を守ろうとしたことである。また「愁訴」などを行う際にも社内一丸となって連署を以て事に対応する態度には、注目すべきことであると思われる。しかし、その「先例」等に依拠し過ぎた面は無いだろうか。軍役などの軍事的負担を受け入れるかの是非はあるにしても、宇佐宮の変わらぬ態度が、様々な変化に対応しなくてはならない世情と一致していたかは更なる考察を必要とするだろう。「先例」及び「社例」を重んじ、造営や祭祀を執り行う神社にとつて、それらが緩急することはゆゆしき問題であった。それがゆえに、その維持のために権力者との関係は必要不可欠であった。応永期における大内氏の対応は、当時の宇佐宮にとつて非常に心強いものであったに違いない。第一節で記した通り、宇佐宮は遷宮や祭礼の復興を通して、前向きな「主体性」を確立していったと思われる。しかし、その関係とは非常に流動的なものであり、中世後期の社会情勢で

は、常に変化するものであったはずである。冒頭でも触れたように宇佐宮は、大内氏が滅亡した後、豊前支配を進める大友氏により三度の破却を受けている。この宇佐宮が破却を受ける原因はどこにあるかということ、第一章でも触れているが、大友氏からの参陣命令の拒否や城誘賦課の拒否など大内氏に対する対応と同様な態度を取ったためであると指摘した。しかし、宇佐宮のこのような態度は、宇佐宮を守り、造替と祭祀を懈怠無く齋行していくという強い意志を感じるものであり、それが中世を通して、宇佐宮のアイデンティティとして連続と継承されていたと思われる。

1 渡邊大門「中世後期における播磨国一宮伊和神社の存在形態」

山本高志「中世後期における守護河野氏と伊予国一宮」

堀本一繁「戦国期における肥前河上社と地域権力」

(右記論文共「一宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開』上 岩田書院、二〇〇四)

諸国一宮に関する研究は、近年の一宮研究会の研究成果である、中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』(岩田書院、二〇〇〇)により大きな進展を遂げている。しかし、一宮の実態を明らかにしていくことが必ずしも一宮制の普遍性を求めるものではなく、「多様性」というキーワードに収斂されているのが現状である。諸国における一宮の成立、そしてその解体が足並みを揃えないうことは地域的偏向や史料の残存状況など、これまでの先行研究で論じられているが、その「多様性」から一宮制を捉えていくためには、個々の一宮研究を充実させていき、その成果を有機的に結びつけていく必要があるだろう。

2 中村知裕「筑後における菊池氏の権力形成と大友氏の領国支配」(『福岡大学大学院論集』三十二・一 二〇〇〇)

3 山崎嘉照「戦国期豊前国宇佐宮における地域社会論」(『福岡大学大学院論集』三十二・一 二〇〇〇)

4 田村正孝「中世後期における信濃国一宮諏訪社と地域」(『ヒストリア』一九九 二〇〇六)

田村氏は、武田氏が諏訪地方の支配を進めていく中で、信濃一國から課役するというそれまでの諏訪社の造営負担の形式を武田領国内のみに賦課させることにより、諏訪社を中心とした地域性を解体させていったことを論じている。

長谷川忠崇『飛州志』(住伊書店、一九〇九)

飛騨国一宮である水無社では、金森長近が飛騨侵攻に際して、水無社一宮民部少輔長綱の嫡男である三木三沢が国人集と結託して一揆を起こし、水無社に立てこもったために攻められた。

藤卷正之編『国幣中社中山神社史料』(中山神社、一九二三)

美作国一宮である中山社では、尼子氏が美作に侵攻した際に、国人や農民らが中山社に立てこもり、土一揆を起こしたために兵火に

- 遭った。
- 6 平山優「戦国期甲斐国一・二・三宮祭祀と地域社会」(同著『戦国大名領国の基礎構造』校倉書房、一九九九)
- 大塚俊司「豊後国一宮由原宮の放生会と大友氏」(『日本歴史』六九三号 二〇〇六)
- 大塚氏は、大友氏が国衙権力の継承の中で、由原宮を掌握し、緩急していた放生会を再興していくことを示し、そしてその放生会に大友氏が参列することで公権力を誇示していたことを論じている。
- 7 大久保俊昭「戦国大名今川氏の宗教政策―富士大宮浅間神社を中心に―」(『地方史静岡』十四 一九八六)
- 浅間神社編『浅間文書纂』(官幣大社浅間神社社務所・一九三一)
- 8 「第八社傳舊記部中」(官幣大社氣比神宮編『氣比宮社記』全 氣比神宮、一九四〇)
- 拙論「戦国期における太宰府天満宮留守職について」(『神道研究集録』第十九輯 二〇〇五)
- 9 拙論「戦国期における筑後国一宮高良社と周辺勢力との関係について」(『神道宗教』一九九・二〇〇号 二〇〇五)
- 10 「歴代鎮西要略」永祿四年(一五六一)七月二十日
- 「宇佐宮本殿末社并堂社炎上考略記」天正四年(一五七六)十二月九日
- 「天正九年豊後大友家宇佐発行狼藉證書」天正九年(一五八一)十一月十九日「益永文書」
- (中野幡能編『宇佐神宮史』史料篇卷十三 宇佐神宮庁、一九九八 以後『宇佐神宮史』十三と略)
- 11 拙論「大友義鎮における社寺破却の意図について」(『神道宗教』一九二号 二〇〇三)
- 12 『日本書紀』宝龜三年(七七二)四月丁巳(七日)条
- 13 『新抄格勅符抄』十(神事諸家封戸) 延暦十七年(七九八)十二月二十一日官符
- 14 田村正孝「中世宇佐宮の変容・宗廟から一宮へ」(『ヒストリア』二〇八号 二〇〇八)
- 15 工藤敬一「中世宇佐宮の構造と特質」(『九州荘園の研究』所収 塙書房 一九六九)
- 「宇佐宮領の成立形態」
- (『莊園公領制の成立と内乱』所収 思文閣出版 一九九二)
- 井上聡「宇佐神宮における中世的支配体制の成立」(『史学雑誌』一〇五・四 一九九六)
- 16 西谷正浩「中世宇佐宮領の生成」(『福岡大学論叢』一三八号 二〇〇三)
- 「八幡宇佐宮神官言上状案」康成元年(一三八九)六月 日「宮成文書」
- (中野幡能編『宇佐神宮史』史料篇卷八 宇佐神宮庁、一九九二 以後『宇佐神宮史』八と略)
- 17 田村正孝「室町期における宇佐宮の祭祀・造営再興」(『年報中世史研究』三二 二〇〇七)
- 18 中野幡能「中世における宇佐宮の神職制度」(『神道学』十二号 一九五七)
- 19 大社町史編集委員会編『大社町史』上巻(大社町、一九九三)

前掲9（拙論「戦国期における太宰府天満宮留守職について」）

太宰府天満宮でも、留守職である大鳥居氏と小鳥居氏がその職に関して相論を繰り返すことで、大内氏や大友氏の介入を許すことになり、社内が分裂する状況に陥った。

20 「検断使不可入部子細事僉議案」 応永八年（一四〇一）九月三日「高牟禮文書」〔『宇佐神宮史』八〕

21 村上豊喜「中世後期の守護権力と地方権門・大内氏と宇佐宮を中心に」〔『日本史研究』一九〇号 一九七八〕

22 「杉重綱奉書案」 享徳二年（一四五二）十二月十五日「到津文書」

〔中野幡能編『宇佐神宮史』史料篇卷十 宇佐神宮庁、一九九八 以後『宇佐神宮史』卷十と略〕

八幡宇佐宮大官司職巡役事、御判奉書如此、然者任被仰出之旨、可被沙汰渡到津公弘之由候也、仍執達如件、

享徳二年十二月十五日

庄若狭入道殿

伯耆守（花押）

村上氏は宛所の庄若狭入道が大内氏の社寺奉行的役割を果たしていたことから、大官司職が大内氏の管理下に完全に置かれていたとしている。

23 「大内義弘書状写」 応永四年（一三九七）四月十一日「到津文書」

〔中野幡能編『宇佐神宮史』史料篇卷九 一九九二 宇佐神宮庁、一九九八 以後『宇佐神宮史』卷九と略〕

24 前掲17

田村氏は本論において、盛見の宇佐宮再興について記した『宇佐宮現記』〔『神道大系』四七に所収 神道大系編纂委員会〕を検討している。この史料は、前掲22に出てくる庄若狭入道（庄寿玄）が永享五年（一四三三）十二月に編纂したもので、大内氏による祭祀・造営の再興過程のみでなく、神事などの先例も随所に記されていることから史料的价值が高いと評価している。

松本卓也「中世宇佐宮の造営システムと大内氏」〔『鎌倉遺文研究』第三十一号 二〇一三〕

松本氏は、この盛見による宇佐宮の応永の再興について、応永期には大内氏の豊前国領国支配が進展していたとし、奉行人の活躍した材木搬入ルートなどの物流に注目し、その大内氏の独自のシステムがあったことが、応永の再興事業をなし得たことを指摘している。

25 「安心院入道請文」 応永二十二年（一四一五）十月七日「宮成文書」〔『宇佐神宮史』卷九〕

26 「大内氏奉行人連署奉書」 享徳二年（一四五二）十二月十五日「到津文書」〔『宇佐神宮史』卷十〕

就宇佐宮(マ)太宮司職事、御遵行如此、社職(云)神領、守先例可被沙汰渡當任專使之由候也、仍執達如件、

享徳二年十二月十五日

沙 弥 (花押)
備中守 (花押)

杉伯耆守殿
(重綱)

大内教弘が、大宮司の補任及び社職や神領に対し、先例を守ること示している。また前掲注二二の通り、同日付の「杉重綱書状」(到津文書)には、大宮司職が大宮司家(宮成・到津・安心院ら)による巡役であることを到津公弘に沙汰する旨が示されている。

27 「大内盛見掟書」 応永二十五年(一四一八) 十二月十七日「小山田文書」

28 「宇佐宮条々御事書」 応永三十年(一四二三) 四月十六日「到津文書」 (共に『宇佐神宮史』巻九)

29 「宇佐宮年中月並神事」 応永二十六年(一四一九) 頃「到津文書」(『宇佐神宮史』巻九)

30 「宇佐宮現記」 応永二十六年(一四一九) 三月二十七日(『宇佐神宮史』巻九)

〔仁王般若経講読の再興〕

31 「宇佐宮年中齋會注文案」 応永二十八年(一四二二) 八月頃「到津文書」

〔宇佐宮年中齋會の再興〕

32 「宇佐宮年中齋會注文案」 応永三十年(一四二三) 「到津文書」 (共に『宇佐神宮史』巻九)

33 「宇佐宮齋會式」(宮成本) 享徳四年(一四五四) 七月 (『宇佐神宮史』巻十)

34 遡ること享徳二年(一四五二)には、「八幡宇佐宮縁起」(到津文書)が編纂されており、この頃の宇佐宮では神威向上を目指す動きをしていたのであるうか。

35 「大内盛見書状写」 応永二十五年(一四一八) 五月七日(『宇佐神宮史』巻九)

36 前掲17

37 前掲15 井上聡論文

38 前掲21

39 『宇佐宮現記』・『宇佐宮齋會式』(『神道大系』神社編四十七 宇佐 神道大系編纂会 一九八九)

40 中野幡能編『宇佐宮の研究』(国書刊行会 一九九五)

41 中野氏は、この放生会での陣列について、『宇佐宮現記』・『齋會式』・「八幡宇佐宮放生会記」において比較分析をなされている。

42 前掲17

43 『宇佐宮現記』では「騎兵」は表記されていない。

44 「由原宮年中行事次第」 正慶元年(一三三二) 一月十一日「柞原八幡宮文書」 六六

- 4 1 「大友氏奉行人連署奉書」年未詳四月二十二日「柞原八幡宮文書」六三
 (大分縣史料刊行會編『大分縣史料』九(第二部) 一九五六)
- 4 2 大塚俊司「豊後国一宮由原宮の放生会と大友氏」『日本歴史』六九三 二〇〇六
 (大分縣史料刊行會編『大分縣史料』九(第二部) 一九五六)
 この大友氏による放生会での神輿の供奉は、享徳年間から天正五年(一五七七)まで続いたとしている。天正六年(一五七八)は、大友宗麟が洗礼を受けたこともあり、参列にいたらなかったと原因を求めている。
- 4 3 「宇佐宮神官連署注進状案」永祿六年(一五六三)九月十三日「永弘文書」『宇佐神宮史』卷十三
- 4 4 「奈多鑑基書状案」永祿六年(一五六三)九月十五日「到津文書」『宇佐神宮史』卷十三
- 4 5 「田原親賢書状案」永祿六年(一五六三)十月六日「到津文書」『宇佐神宮史』卷十三
- 4 6 「延徳三年神事諸役人下向日記」延徳三年(一四九二)十二月「到津文書」『宇佐神宮史』卷十三
- 4 7 「當社二ノ殿立柱上棟次第目録事」永正十五年十月十四日「到津文書」
 (中野幡能編『宇佐神宮史』史料篇卷十一 宇佐神宮庁、一九九四以下、『宇佐神宮史』卷十一と略)
- 4 8 「着到在之役人儀式一殿ト同シ」とあるが、一御殿立柱上棟にその儀式の内容は記されていない。
- 4 9 「桜会御神事次第」年月日未詳「益永文書」『宇佐神宮史』卷十一 大永七年(一五二七)九月頃に納められている
- 5 0 「宇佐宮寺年中行事一具勤行次第」『神道大系』神社編四十七 宇佐 神道大系編纂会 一九八九
- 5 1 「天文廿年二月大祭卯夜祇式凡誌之」天文二十年(一五五二)二月「到津文書」『宇佐神宮史』卷十三
- 5 2 「宇佐宮神事等覚書」天文二十二年(一五五三)一月朔日「到津文書」『宇佐神宮史』卷十三
- 5 3 寛正七年(一四六六)閏二月十五日 宇佐宮寺條々「小山田文書」では大内盛見が宇佐宮寺の造営に対する捷書を出している、この時点では大内氏影響下にはあつたと思われる。
- 5 4 「宇佐宮神官等連署言上状写」寛正七年(一四六六)閏二月「益永文書」『宇佐神宮史』卷十
- 5 5 田村哲夫「守護大名「大内家奉行衆」」『山口県文書館研究紀要』第五号 一九七八
- 5 6 史料紹介として大内弘世以来の奉行衆がまとめられているが、飯田石見入道は大内教弘時代の奉行であり、教弘が寛正六年(一四六五)九月に逝去していることから時期的に合致している。
- 前掲 1 8 応永十年(一四〇三)八月 「永弘文書」『宇佐神宮史』卷九
- 5 7 中野氏はこの一揆の起請について、「宇佐宮寺神官社僧等一揆契状」と説明している
- 5 8 「宇佐宮神官社僧等連署僉議状案」文明二年(一四七〇)十月「益永文書」『宇佐神宮史』卷十
- 5 9 『山口県史』通史編 中世 三九八頁(山口県 二〇一二)
- 前掲 1 4

- 6 0 「宇佐宮法鏡寺之事」 文明七年（一四七五）八月「法鏡寺文書」
- 6 1 「若宮諸司下女之事」 文明八年（一四七六）十月十九日「到津文書」（共に『宇佐神宮史』卷十）
- 6 2 前掲36
- 6 3 前掲21
- 6 3 稲本紀昭「戦国的権力編成の成立・豊前国の場合」
- 6 4 「国東郡段銭之事」 文正二年（一四六七）五月八日「永弘文書」（『宇佐神宮史』卷十）
- 6 5 「大内氏奉行人連署書状」 永正七年（一五一〇）七月十九日「永弘文書」（『宇佐神宮史』卷十二）
- 6 6 「大内奉行人連署書状」 大永元年（一五二二）十二月十四日「到津文書」（『宇佐神宮史』卷十一）
- 6 7 「大内奉行人連署書状」 大永元年（一五二二）十二月十四日「到津文書」（『宇佐神宮史』卷十一）
- 6 8 「宇佐神宮社僧連署書状」 永正十八年（一五二二）七月三日「永弘文書」（『宇佐神宮史』卷十一）
- 6 9 本状は年未詳のであるが、宇佐神宮史において永正十八年に収められている。
- 7 0 「杉興重書状案」 大永三年（一五二三）七月十四日「永弘文書」（『宇佐神宮史』卷十一）
- 7 1 前掲21
- 7 1 「大内義興感状」 永正七年（一五一〇）三月二十三日「佐田文書」（『宇佐神宮史』卷十一）
- 7 2 山崎嘉照「戦国期豊前国宇佐郡における地域社会論」（『福岡大学大学院論集』三十二・一 二〇〇〇）
- 7 3 「就宇佐宮御作事方、條々御法度事」 大永二年（一五二二）三月「小山田文書」（『宇佐神宮史』卷十一）
- 7 4 「宇佐宮御事書」 応永二十五年（一四一八）十二月十七日「小山田文書」（『宇佐神宮史』卷九）
- 7 5 「宇佐宮神官社僧等連署状」 天文二年（一五三三）三月二十八日「永弘文書」
- 7 6 （中野幡能編『宇佐神宮史』史料篇卷十二 宇佐神宮庁、一九九五 以後、『宇佐神宮史』卷十二と略）
- 7 7 「杉民部入道宛案文」 天文十一年（一五四二）閏三月六日「永弘文書」（『宇佐神宮史』卷十二）
- 7 7 「益永宗輔宛連署状」 天文十七年（一五四八）二月二十六日「益永文書」（『宇佐神宮史』卷十二）

※ 史料における傍線は論者が便宜上付したものである。